○海上保安庁告示第百三十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度東経一三九度三〇分、北緯三五度東経一三九度三一分、北緯三四度五二分東経一三九度三八分、北緯三四度五二分東経一三九度四六分、北緯三五度東経一三九度四〇分、北緯三五度東経一三九度四二分、北緯三四度五二分東経一三九度四八分、北緯三四度五二分東経一三九度五三分、北緯三四度四七分東経一三九度五三分、北緯三四度四七分東経一三九度四〇分の各点で囲まれる海域

(ロ)　北緯三五度〇一分東経一四〇度二〇分、北緯三五度〇一分東経一四〇度四〇分、北緯三四度五五分東経一四〇度四〇分、北緯三四度五五分東経一四〇度二〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年七月三日から平成二十五年七月七日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二十四号（平成二十五年六月二十八日発行）

○中部地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

中部地方整備局長　梅村　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

岐阜県本巣市上保字野畔四五六番一から同県揖斐郡大野町大字下磯字流レ四〇九番二まで　二四・五メートル～三一・二メートル　五〇メートル　七・三〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月二日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社I－PEC

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	小野　令之

(2)　変更年月日

平成二十五年六月二十日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部電気施設課長）衆議院参事　増田　隆夫

（憲法審査会事務局長）同　窪田　勝弘

（内閣委員会専門員兼科学技術・イノベーション推進特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　雨宮　由卓

（法務委員会専門員）同　岡本　修

（外務委員会専門員）同　細矢　隆義

（安全保障委員会専門員兼海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別調査室長）同　湯澤　勉

願により本職を免ずる（各通）

（第一特別調査室長）衆議院調査局調査員　横尾　平次

（第二特別調査室長）同　岩尾　隆

国会職員法第十五条の三の規定により平成二十五年六月三十日限り退職（各通）

（以上六月三十日）

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局行政法務調査室主任）国立国会図書館専門調査員　矢部　明宏

衆議院事務局に出向を命ずる

（調査及び立法考査局次長）国立国会図書館調査員　藤田　和人

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局行政法務調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局付主幹・調査企画課長事務取扱）同　片山　信子

調査及び立法考査局次長を命ずる（以上七月一日）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十六日）

○防衛大臣臨時代理解職　国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二十七日）

特命全権大使　大江　博

特命全権公使　冨田　浩司

願に依り本官を免ずる（各通）

（大臣官房参事官兼アジア大洋州局）外務事務官　下川眞樹太

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

（在アメリカ合衆国日本国大使館公使）同　山野内勘二

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる（以上六月二十八日）

人事院

（人材局企画課長）

人材局参事官に併任する　赤穂　敏広

（財務省関税局管理課長）

給与局給与第二課長に転任させる　渡邊　輝

（人材局参事官）

給与局給与第三課長に配置換する　坂本　正人

（給与局給与第三課長）

事務総局付に配置換する　練合　聡

内閣官房に出向させる（併任）

（給与局給与第二課長）

財務省に出向させる（以上六月二十八日）　松岡　裕之

法務省

平成二十五年司法試験考査委員に任命する　岩瀬　徹

任期は平成二十五年十月三十一日までとする（六月二十一日）

運輸安全委員会

（事務局審議官）国土交通事務官　米田　浩

辞職を承認する（六月三十日）

（海上保安庁交通部長）海上保安官　鈴木　章文

国土交通事務官（事務局審議官）に転任させる（七月一日）